

第 1 回

「障害のある人もない人も共に生きる 鹿児島づくり条例（仮称）」検討委員会

会 次 第

日時：平成25年3月26日(火)午後1時30分～3時

場所：県社会福祉センター7階大会議室

- 1 開 会
- 2 県保健福祉部長あいさつ
- 3 委員長選出
- 4 議 事
 - (1) 会議の公開について
 - (2) 条例の制定について
- 5 閉 会

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり
条例(仮称)」検討委員会座席表



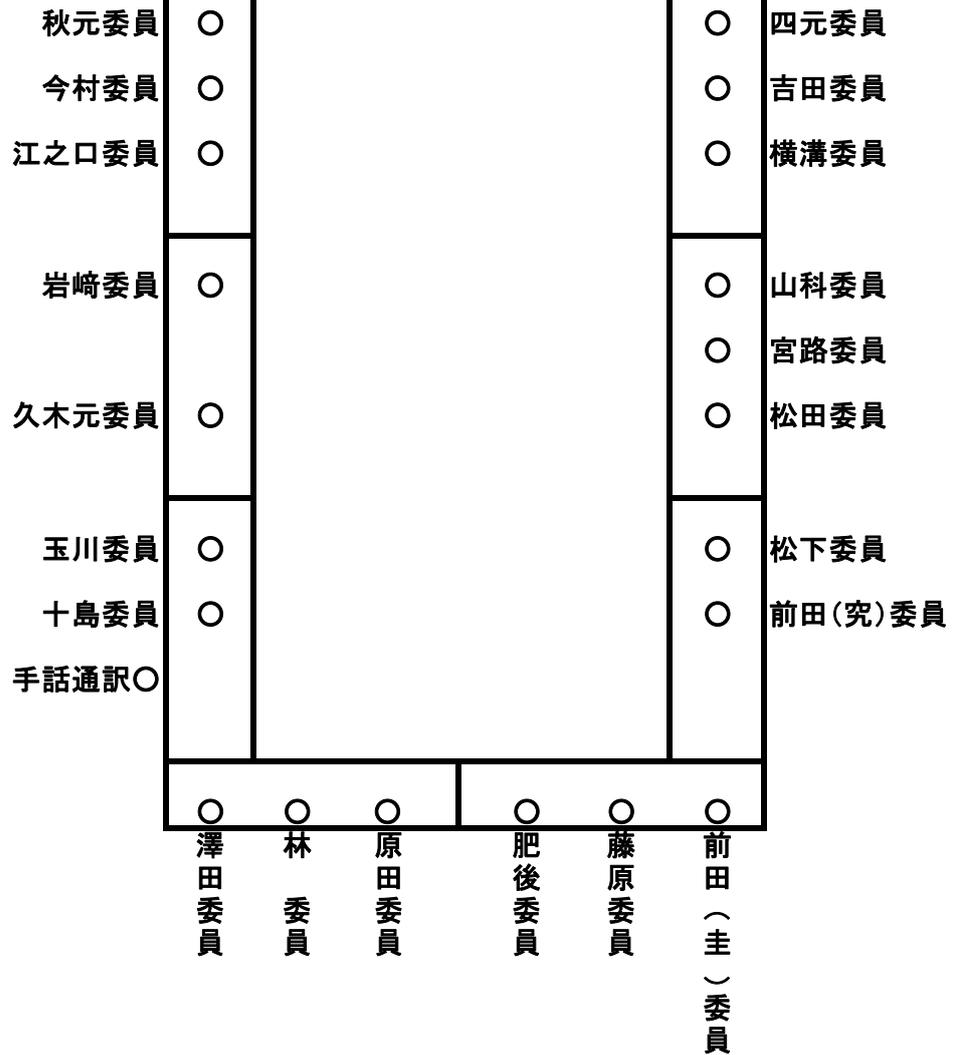
(出入口)

事務局

介助者○

記者席

委員長席



(出入口)

傍聴席

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり
条例（仮称）」検討委員会委員名簿

所 属 等	氏 名
鹿児島県中小企業団体中央会副会長	秋 元 耕 一 郎
医療法人公盡会出水病院院長	今 村 圭 介
鹿児島県に障害者差別禁止条例をつくる会会長	岩 崎 義 治
肝属地区障がい者総合相談支援センター代表	江 之 口 博 行
社会福祉法人常盤会理事長	久 木 元 司
公募委員	澤 田 利 江
セイカ食品株式会社代表取締役社長	玉 川 浩 一 郎
鹿児島県手をつなぐ育成会理事	十 島 真 理
鹿児島県医師会常任理事	林 芳 郎
社会福祉法人そてつ会障害者支援施設竹山苑苑長	原 田 啓 介
鹿児島大学教育学部教授	肥 後 祥 治
NPO 法人やどかりサポート鹿児島相談支援専門員	藤 原 奈 美
鹿児島県身体障害者福祉協会企画課長	前 田 究
弁護士	前 田 圭 子
社会福祉法人たちばな会理事長	松 下 兼 介
鹿児島県保健福祉部長	松 田 典 久
かごしま精神医療福祉ユーザーネット協議会会長	宮 路 祐 二
鹿児島県人権擁護委員連合会会長	山 科 千 恵 子
公募委員	横 溝 和 恵
鹿児島県自閉症協会会長	吉 田 光 一
鹿児島労働局職業安定部職業対策課長	四 元 幹 雄

(2 1 名, 5 0 音 順)

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）」
検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も一人ひとりの人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として安心して暮らすことのできる社会を実現するために制定する条例（以下「条例」という）について検討するため、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）」検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、条例の制定に関し必要な事項を調査検討するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、障害当事者、福祉・医療・教育・雇用・商工等の関係者、学識経験者、関係行政機関の職員等のうちから、知事が委嘱する。

3 委員のうち、2名は公募委員とする。

4 委員の任期は、委嘱の日から、条例の制定に関し必要な事項の調査検討が終了したときまでとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議という。」）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり
条例（仮称）」検討委員会傍聴要領（案）

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するに当たっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為はしないこと。
- (2) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻きその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (4) 会議場において、飲食、喫煙などはできません。
- (5) 会議場において、写真撮影、録画、録音等はできません。（ただし、会長が認めた場合はその限りではありません。）
- (6) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は注意し、なお、従わない場合は、退場していただく場合があります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合や緊急に公開になじまない事項を審議する必要性が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。